

2019年1月23日

博士学位審査 論文審査報告書（課程外）

大学名 早稲田大学
研究科名 大学院人間科学研究科
申請者氏名 村山 佳代
学位の種類 博士（人間科学）
論文題目（和文） 障害者の権利としての合理的配慮
論文題目（英文） Reasonable Accommodation as a Right of Persons with Disabilities

公開審査会

実施年月日・時間 2018年11月30日・19:00-20:00

実施場所 早稲田大学 所沢キャンパス 100号館 第1会議室

論文審査委員

	所属・職位	氏名	学位（分野）	学位取得大学	専門分野
主査	早稲田大学・教授	加瀬 裕子	博士（人間科学）	早稲田大学	社会福祉学
副査	早稲田大学・教授	橋本 健二	博士（社会学）	武蔵大学	社会学
副査	早稲田大学・教授	田中 英樹	博士（社会福祉学）	日本社会事業大	社会福祉学
副査	獨協大学・教授	市川 須美子	法学修士	東京都立大	行政法学

論文審査委員会は、村山佳代氏による博士学位論文「障害者の権利としての合理的配慮」について公開審査会を開催し、以下の結論を得たので報告する。

公開審査会では、まず申請者から博士学位論文について30分間の発表があった。

1 公開審査会における質疑応答の概要

申請者の発表に引き続き、以下の質疑応答があった。

- 1.1 コメント：基本的な評価としては、大変意欲的な労作である。合理的配慮概念の法学からの分析は、従来の社会福祉学研究では全く手がついていないといっても過言ではない研究領域であり、論理的な分析を評価する
- 1.2 質問：本論文が紹介しているアメリカ判例は、疾病や労働災害で職務を履行できなくなった被用者が解雇された事件であり、私傷病と労働災害への雇用者対応が、障害者への合理的配慮として扱われていることに違和感がある。

- 1.3 回答：アメリカには、ワグナー法といった労使関係について規定する連邦法が存在するが、契約の自由・経済的自由放任主義が貫かれ、解雇自由を原則としている。私傷病と業務上疾病を区別せず、使用者は自由に契約を終了させることができる。しかし、マイノリティの雇用の機会を保障するために市民権法7編が制定されて以降、マイノリティの解雇に対する不服申立は、市民権法7編に基づいて行われるようになった。さらに、障害者は市民権法7編の保護対象ではなかったため、Americans with Disabilities Act (ADA) が立法された。
- 1.4 質問：本論文内で扱っているアメリカ判例には、がんによる解雇や降格処分などがあるが、日本では傷病が初診日から6ケ月経過した日または傷病が治った（固定した）日の状況で障害認定がされる。アメリカでは、障害の定義が異なるのではないか。
- 1.5 回答：障害の定義は違えども、我が国で参考にできると考えアメリカ法研究を行った。また、障害者権利条約の合理的配慮は、国によって、障害の定義は違えども、広く障壁に直面している者を保護しようというものと考えられる。
- 1.6 質問：合理的配慮の手続的権利としての重要性は、重要な着眼点と考える。権利主体として弱い障害者の権利を保障するために合理的配慮とは手続的側面を内包しており、その点において子どもの権利条約の意見表明権に類似していると思われるが、その点についてどう考えるか。手続的過程を権利とすることについての論拠が弱いのではないか。
- 1.7 回答：子どもを「権利主体」にするための意見表明権と、障害者を「保護の対象」から「権利主体」にすることを意図して生み出された合理的配慮は、本人の意向尊重のための手続的過程を要求しており、原理的に共通点があると考えられる。今後の研究課題として引き続き研究していきたい。

2 公開審査会で出された修正要求の概要

- 2.1 博士学位論文に対して、以下の修正要求が出された。
 - 2.1.1 最終章の第6章では、アメリカの学説・判例分析と我が国の判例状況が混在しており、論旨不明確である。章を分けるべきである。
 - 2.1.2 我が国の障害の定義について触れていない。第1章「用語の定義」においてアメリカ法の障害の定義だけでなく、我が国の障害の定義について記載すべきである。
 - 2.1.3 合理的配慮と「資本主義の効率性」の整合性について分析しているが、企業収益性と資本主義の合理性を混同している記載があり、区別して論ずるべきである。
 - 2.1.4 我が国の労災法制では労働災害による解雇が認められていないため、これを記述すべきである。
 - 2.1.5 アメリカの判例を多数紹介しているが、どの判例がどの章で使用されているかわかりにくいため資料として今後の研究者のためにも「主要判例リスト」を付けるべきである。
 - 2.1.6 我が国の障害者法制の変遷において重要な変化である心身障害者対策基本法では精神障害者が障害者から除外されていたことが記述されていない。
 - 2.1.7 第1章3項の冒頭で「人間には人権があるということは古代のギリシアやローマで

も認められてきたが」と記載されているが、古代ギリシアは、障害者に対する人権を認めていない。従って「全ての市民には人権がある」と修正すべきである。

2.1.8 「with disabilities」を「障害をもつ人」と訳しているが社会モデルの見地を反映し「障害のある人」と書きかえるべきである。

2.2 修正要求の各項目について、本論文最終版では以下の通りの修正が施され、修正要求を満たしていると判断された。

2.2.1 最終章の第6章においてアメリカにおける合理的配慮の平等権拡張説の分析と我が国の判例状況が混在していたが、これを「第6章 合理的配慮と平等権の拡張」と「第7章 我が国の判例状況とアメリカ法研究の我が国への示唆」に分けた。

2.2.2 アメリカ法では業務上疾病によって障害者となった被用者を解雇していたが、我が国の労災法制ではそのような解雇は認められていないことを記載し、さらに、アメリカ法では解雇を防ぐために障害者のために新しい職務を人為的に創設するような合理的配慮が認められないことを明記した。

2.2.3 第1章「1.5.1」に、障害者総合支援法、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法における障害の定義が追記された。

2.2.4 資本主義の効率性という表現について、第5、7章において個別企業の収益性と資本主義全体の利益に区別し、論述が明確化された。

2.2.5 「主要判例リスト」が237-240頁に付加された。

2.2.6 心身障害者対策基本法の記述、古代ギリシアの障害者についての記述、および「with disabilities」の訳に関しては、指摘の趣旨に沿った修正が加えられた。

3 本論文の評価

3.1 本論文の研究目的の明確性・妥当性：

本研究は、合理的配慮が憲法14条の平等原則から導かれる権利として立証することを目的としており、目的は明確かつ適切である。

3.2 本論文の方法論（研究計画・分析方法等）の明確性・妥当性：

本研究は平等権としての合理的配慮の権利性を否定する学説の論拠は①均等待遇②能力主義③資本主義の効率性の原理に反するという3点から構成されることを明らかにして、それぞれに対して反証をしている。

3.3 本論文の成果の明確性・妥当性：

本論文の成果は、アメリカの判例研究・学説研究の結果、合理的配慮の射程距離と限界を確定したことであり、合理的配慮は伝統的差別禁止法理の延長であることが明らかになった。条約適合的な解釈の観点からすると、行政授權規範が与えられると権利義務がなくなるというのは背理であり、一般的な理論としても整合性がないため、極めて妥当な結論である。

3.4 本論文の独創性・新規性：本論文は、以下の点において独創的である。

3.4.1 本論文は第3章で、合理的配慮とアフーマティブ・アクションの比較を行い、合理的配慮の内容特性を明確にしていた点で独創的な研究である。

- 3.4.2 障害者が地域で暮らす権利について分析をした第7章3節は、最高裁判決に合理的配慮の視点を加え、先行研究とは異なった視点からの検討を行っている。
この部分は、「日本在宅ケア学会平成30年度優秀論文賞」を受賞しており、独創性・新規性が高く評価されている。
- 3.4.3 本論文の第2、4、5章は、合理的配慮の権利性否定説を分類し、これに対する反証を行い合理的配慮の平等観が憲法・伝統的差別禁止法の平等観に反するものではないことを明らかにして、権利性についての新たな根拠論を提示している。
- 3.5 以上のような合理的配慮の分析から、合理的配慮の履行においては、より重要なのは障害者自身が措置内容決定の手續に参与し、雇用者とインタラクティブに措置内容を決定していくプロセスであり、この意味で合理的配慮は障害者の労働権行使にあたっての手續的権利としてその特徴を捉えている。
- 3.6 本論文の学術的意義・社会的意義：本論文は以下の点において学術的・社会的意義がある。
- 3.6.1 2016年に我が国に裁判規範性のある合理的配慮概念が導入され、各自治体が合理的配慮を含んだ条例を相次いで策定しており、合理的配慮の特性を明確にしていることに学術的意義・社会的意義がある。
- 3.6.2 本研究は、合理的配慮とはこれまでの権利概念とは異なっており、障害者の権利状況に手續的側面を含めることで、権利主体として弱かった障害者の人権を強化できることを明らかにしている。
- 3.6.3 我が国の先行研究において1990年から現在までのアメリカの合理的配慮に関する労働判例を詳述したものはない。
- 3.7 論文の人間科学に対する貢献：本論文は、以下の点において、人間科学に対する貢献がある。
- 3.7.1 本論文は、人間社会の「能力の劣る者」への対処基準を明らかにしており、人間科学の範疇であり、本論文の人間科学研究に与える影響は大きい。
- 3.7.2 学際的チームを構成する研究者が合理的配慮について正しい認識を持つことは、障害者の問題解決の前提となる要件であり、本研究は人間科学への大きな課題提起である。
- 4 本論文の内容（一部を含む）が掲載された主な学術論文・業績は、以下のとおりである。
1. 村山佳代. (2017). アメリカにおける合理的配慮とアフターマティブ・アクション：判例と学説分析から見る両概念の比較. 社会保障法, 32, 233-246 (査読有)
 2. 村山佳代. (2018). 在宅ケアと損害賠償責任：2016年最高裁判決を中心として. 日本在宅ケア学会誌, 21(2), 42-49 (査読有)
 3. 村山佳代. (2018). 差別禁止法理の延長としての合理的配慮. 社会政策 10(31) (印刷中) (査読有)

5 結論

以上に鑑みて、申請者は、博士（人間科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上